

# 熊本県公報

号外第 3 1 号  
平成 22 年 10 月 15 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

条 例	
○熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例…… (くまもとブランド推進課)	2
○熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例…… (警察本部生活環境課)	3
○熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例…… ( ” )	3
○熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例…… (健康づくり推進課)	4

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例

- 1 入館の制限等に関する規定を設けることとした。(第 6 条の 2 関係)
- 2 指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定に第 6 条の 2 を加えることとした。(第 1 2 条関係)
- 3 展示室(2 階展示室 B)を追加し、「2 階展示室」を「2 階展示室 A」に改めることとした。(別表第 2 関係)
- 4 入館の制限等に関する改正規定は公布の日から、展示室の追加に関する改正規定は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 経過措置を定めることとした。
  - (1) 改正前の別表第 2 に規定する 2 階展示室の使用の許可で別表第 2 の改正規定の施行の日以後の使用に係るものは、改正後の別表第 2 に規定する 2 階展示室 A の使用の許可とみなすこととした。(附則第 2 項関係)
  - (2) 別表第 2 の改正規定の施行の際現に知事(指定管理者)に対しされている改正前の別表第 2 に規定する 2 階展示室の使用の許可に係る申請は、改正後の別表第 2 に規定する 2 階展示室 A の使用の許可に係る申請とみなすこととした。(附則第 3 項関係)

#### ◇熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第 5 条に規定する営業の禁止地域を県内の全地域とすることとした。(別表第 2 関係)
- 2 この条例は、平成 2 3 年 1 月 1 日から施行することとした。

#### ◇熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

- 1 客引き行為等の禁止規定の強化(第 5 条関係)
  - (1) 現行の客引き行為の禁止規定の業態に、風俗案内及び異性の客に対するマッサージ等の業態を追加することとした。(第 1 項第 1 号関係)
  - (2) 売春類似行為を目的とする客引き行為の禁止規定を新設することとした。(第 1 項第 2 号関係)
  - (3) 役務に従事する者となるよう勧誘する行為の禁止規定を新設することとした。(第 2 項関係)
  - (4) 不特定の通行人に呼び掛けあるいはビラ等を配布して客等となるよう誘いかける「誘引行為」の禁止規定を新設することとした。(第 3 項関係)
  - (5) 客引き、勧誘及び誘引行為(卑わいな行為を伴う接待飲食等の業態に限

- る。)を有償で他人にさせる行為の禁止規定を新設することとした。(第4項関係)
- (6) 卑わいな行為を伴わない接待飲食等の業態、風俗案内及び異性の客に対するマッサージ等の業態について誘引行為をした者に対する警察官の中止命令規定を新設することとした。(第5項関係)
- (7) 指定した地域における客待ち行為の禁止規定を新設することとした。(第6項関係)
- (8) (7)の規定に違反した者に対する警察官の中止命令規定を新設することとした。(第7項関係)
- 2 縄張り料の要求行為等を禁止する地域及び対象の拡大(第11条関係)  
縄張り料の要求行為等を禁止する地域及び対象を、「熊本市、八代市及び熊本空港に設置された駐車禁止規制除外区間を利用するタクシー運転手等」から「県下全域の公共の場所(屋内を除く。)で運送、催物、物品の販売、宣伝等の営業を行う者等」に拡大することとした。
- 3 禁止規定に違反した者に対する罰則を新設することとした。(第14条-第18条関係)
- 4 この条例は、平成22年12月20日から施行することとした。

#### ◇熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例

- 1 この条例の目的を規定することとした。(第1条関係)
- 2 この条例の用語の定義を規定することとした。(第2条関係)
- 3 歯及び口腔の健康づくりに関する基本理念について規定することとした。(第3条関係)
- 4 県の責務について規定することとした。(第4条関係)
- 5 市町村との連携等について規定することとした。(第5条関係)
- 6 市町村等への支援について規定することとした。(第6条関係)
- 7 歯科医師等の役割について規定することとした。(第7条関係)
- 8 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者の役割について規定することとした。(第8条関係)
- 9 事業者及び保険者の役割について規定することとした。(第9条関係)
- 10 県民の役割について規定することとした。(第10条関係)
- 11 歯科保健医療計画について規定することとした。(第11条関係)
- 12 施策の推進について規定することとした。(第12条関係)
- 13 学校等への支援について規定することとした。(第13条関係)
- 14 歯科保健等に関する実態調査について規定することとした。(第14条関係)
- 15 年次報告について規定することとした。(第15条関係)
- 16 財政上の措置について規定することとした。(第16条関係)
- 17 この条例は、平成22年11月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- 18 この条例の施行の際現に定められている歯及び口腔の健康づくりに関する県の基本的な計画であって、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するためのものは、第11条第1項の規定により定められた歯科保健医療計画とみなすこととした。(附則第2項関係)

## 条 例

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第44号

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例  
熊本県伝統工芸館条例(昭和57年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(入館の制限等)

第6条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝統工芸館における公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (3) 伝統工芸館の施設若しくは設備又は伝統的工芸品等をき損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は伝統工芸館の管理の業務に従事する者の指示に違反した者
- (5) その他伝統工芸館の管理上支障があると認められる者

第12条第3項中「第7条」を「第6条の2」に改める。

別表第2中「

2階展示室	午前9時から午後5時まで	3, 780円
-------	--------------	---------

を

「

2階展示室A	午前9時から午後5時まで	3, 780円
2階展示室B	午前9時から午後5時まで	3, 630円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例中第6条の次に1条を加える改正規定及び第12条第3項の改正規定は公布の日から、別表第2の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別表第2に規定する2階展示室の使用の許可で別表第2の改正規定の施行の日以後の使用に係るものは、改正後の別表第2に規定する2階展示室Aの使用の許可とみなす。

3 別表第2の改正規定の施行の際現に知事（熊本県伝統工芸館条例第12条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に対しされている改正前の別表第2に規定する2階展示室の使用の許可に係る申請は、改正後の別表第2に規定する2階展示室Aの使用の許可に係る申請とみなす。

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第45号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

6 法第2条第6項第6号に掲げる営業（政令第5条に規定するものに限る。）	県内の全地域
--------------------------------------	--------

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第46号

熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

熊本県迷惑行為等防止条例（昭和39年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「行為」を「客引き」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 次に掲げる行為について、客引き（ウに掲げる行為に係る利用者となるよう勧誘をすることを。）をすること。

- ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供
- イ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
- ウ ア又はイに掲げる行為に係る営業に関する情報の提供

エ 専ら異性の客を相手に、その身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供

(2) 似行をするこをいう。2号)をすため、客引きをすこと。改め、同条第2項中「公第5条第1項第3号中「前2号」を「前2号に掲げるもの」に改め、同条第2項中「公第5条第1項第1号若しくは第2号、第2項第1号又は第3項第1号若しくは第3号若しくは第4号」を「第1項第1号若しくは第2号、第2項第1号又は第3項第1号若しくは第3号若しくは第4号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる誘引をしてはならない。

(1) 次の性的好奇心をそそのかる行為の提供、見せ物への出演又は写真若しくは映像の被写体となる行為

イ 歓乐的雰囲気を出し出す方法により客をもてなす行為

(2) 前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ように役務に従事する者となるよう誘引をすること。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる誘引(呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘うこと)をいう。以下同じ。

(1) 第1項第1号ア又はイに掲げる行為(同号イに掲げる行為については、人の胸部、臀部若しくは下腹部又はそれらを覆っている下着に接触し、又は接触させる行為その他卑わいな行為(以下「接触等卑わいな行為」という。)を伴うものに限る。)に係る客となるよう誘引をすること。

(2) 第1項第1号イ、ウ又はエに掲げる行為(同号イに掲げる行為については、接触等卑わいな行為を伴うものを除く。)に係る客又は利用者となるよう誘引をすること。

(3) 前項第1号ア又はイに掲げる行為(同号イに掲げる行為については、接触等卑わいな行為を伴うものに限る。)をする役務に従事する者となるよう誘引をすること。

(4) 前項第1号イに掲げる行為(接触等卑わいな行為を伴うものを除く。)をする役務に従事する者となるよう誘引をすること。

4 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前3項(前項第2号及び第4号を除く。)の規定に違反する行為をさせるはならない。

5 警察官は、第3項(第2号又は第4号に限る。)の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該行為をしている者に対し、当該行為をやめべきことその他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

7 警察官は、前項の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該行為をしている者に対し、当該行為をやめべきことその他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第11条を次のように改める。  
(縄張り料等の要求行為等の禁止)

第11条 何人も、公共の場所(屋内を除く。)において運送、催物、物品の販売、宣伝その他の営業(以下この条において「営業」という。)を行い、又は行おうとする者に対し、その場所を管理する正当な権利がないのに、その営業を行い、又は行おうとする者がその場所を占めることについて、うろつくこと、立ちふさがり、言い掛かりをな言動をして、縄張り料、用心棒料、使用料等その名目のいかんを問わず金品を要求し、又は要求を暗示してはならない。

第16条中「第4条又は第5条第1項」を「第14条、第15条(第4条第1項から第3項まで、第5条第1項から第3項(第2号及び第4号を除く。)までに係る部分に限る。)、第16条又は前条」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「第4条第4項の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第4条第4項の規定に違反した者

(2) 第5条第5項の規定による警察官の命令に違反した者

第15条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

第17条 第5条第7項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第14条中「第5条第1項」の次に「から第3項(第2号及び第4号を除く。)まで」を加え、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

第14条 第5条第4項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として、前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附 則  
この条例は、平成22年12月20日から施行する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県条例第47号

## 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、県民の歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、食生活・食育関係者及び県民の役割等を明らかにするとともに、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士をいう。

(2) 保健医療関係者 保健医療サービスを提供する者で、歯及び口腔の健康に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの(歯科医師等を除く。)をいう。

(3) 教育関係者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校において、幼児、児童、生徒又は学生の歯及び口腔の健康に関する指導を行うものをいう。

(4) 福祉関係者 福祉サービスを提供する者で、歯及び口腔の健康に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うものをいう。

(5) 学校等 保育所、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校をいう。

(6) 食生活・食育関係者 地域及び学校等において栄養指導、食生活の相談等食育推進活動に携わる管理栄養士、栄養士、調理師、食生活改善推進員等をいう。

(7) 保険者 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合をいう。

(基本理念)

第3条 歯及び口腔の健康づくりは、すべての県民がその年齢又は心身の状況に応じた良質な歯及び口腔に係るサービスの提供を受けられることができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する総合的かつ効果的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

第5条 県は、市町村と連携し、及び協力して歯及び口腔の健康づくりの施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市町村等への支援)

第6条 県は、市町村が歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、事業者及び保険者が行う歯及び口腔の健康づくりの活動に対し、広域的又は専門的見地からの情報の提供及び助言を行うものとする。

(歯科医師等の役割)

第7条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策並びに市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する保健サービスに協力するよう努めるものとする。

2 歯科医師等で組織される団体は、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修を実施するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者の役割)

第8条 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者は、基本理念にのっとり、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者又は食生活・食育関係者でそれぞれ又は連携して組織される団体は、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、事業所で雇用する従業員の歯科に関する健康診断の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、被保険者及びその被扶養者の歯科に関する健康診断

の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第10条 県民は、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう自ら努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策又は保健サービスを活用するとともに、歯科医師等の支援を受けることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、家庭において、その子どものむし歯及び歯周病の予防及び早期治療の勧奨、健康な食生活の実現その他歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

(歯科保健医療計画)

第11条 知事は、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「歯科保健医療計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科保健医療計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針

(2) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標

(3) 歯及び口腔の健康づくりに関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 知事は、歯科保健医療計画を定めようとするときは、あらかじめ市町村、歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者の意見を聴かなければならない。

4 知事は、歯科保健医療計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、歯科保健医療計画の変更について準用する。

(施策の推進)

第12条 県は、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 県民が生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるために必要な啓発並びに県民の歯及び口腔の健康づくりに寄与する人材の育成を推進すること。

(2) 乳幼児及び少年（小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいう。）に対し、市町村、歯科医師等、保健医療関係者及び教育関係者との連携を図り、歯磨き、フッ化物応用その他のむし歯及び歯周病の予防のための対策を推進すること。

(3) 障害者、介護を必要とする者又は妊婦に対し、市町村、歯科医師等、保健医療関係者及び福祉関係者との連携を図り、口腔機能の向上又は歯周病の予防のための対策を推進すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを図るために必要な施策を推進すること。

(学校等への支援)

第13条 県は、幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周病を予防するため、学校等における歯磨き、フッ化物洗口の普及その他の効果的な取組に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定による学校保健計画又はこれに準じた計画に位置付けることその他のフッ化物洗口の的確な実施のために必要な助言を行うものとする。

(歯科保健等に関する実態調査)

第14条 県は、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を実施するため、県民の歯科保健及び歯科疾患の実態について必要な調査を行うものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている歯及び口腔の健康づくりに関する県の基本的な計画であって、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するためのもは、第11条第1項の規定により定められた歯科保健医療計画とみなす。